2　通則法改正法附則第八条第一項の規定により旧通則法第二十九条第一項の中期目標が新通則法第二十九条第一項の規定により指示した同項の中期目標とみなされる場合におけるこの省令による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、これらの省令の規定中「当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第二十九条第二項第二号」とあるのは「当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の通則法（以下この表において「旧通則法」という。）第二十九条第二項第三号」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号」と、「通則法第二十九条第二項第二号から」とあるのは「旧通則法第二十九条第二項第三号から」とあるのは「期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が旧通則法第二十九条第二項第三号」とする。

一　独立行政法人特別支援教育総合研究所に関する省令第五条第一項

二　独立行政法人大学入試センターに関する省令第五条第一項

三　独立行政法人国立青少年教育振興機構に関する省令第五条第一項

四　独立行政法人国立女性教育会館に関する省令第五条第一項

五　独立行政法人国立科学博物館に関する省令第五条第一項

六　独立行政法人国立美術館に関する省令第五条第一項

七　独立行政法人国立文化財機構に関する省令第五条第一項

八　独立行政法人教員研修センターに関する省令第五条第一項

九　独立行政法人日本学術振興会に関する省令第五条第一項

十　独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令第五条第一項

十一　独立行政法人日本芸術文化振興会に関する省令第五条第一項

十二　独立行政法人国立高等専門学校機構に関する省令第五条第一項

十三　独立行政法人大学評価・学位授与機構に関する省令第五条第一項

十四　独立行政法人国立大学財務・経営センターに関する省令第五条第一項

十五　独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第五条第一項

3　通則法改正法附則第八条第一項の規定により旧通則法第二十九条第一項の中期目標が新通則法第三十五条の四第一項の規定により指示した同項の中長期目標とみなされる場合におけるこの省令による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、これらの省令の規定中「当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号」とあるのは「当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の通則法（以下この表において「旧通則法」という。）第二十九条第二項第三号」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは「旧通則法第二十九条第二項第二号から」と、「期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号」とあるのは「期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が旧通則法第三十五条の四第二項第二号」とする。

一　国立研究開発法人物質・材料研究機構に関する省令（平成十三年文部科学省令第三十六号）第三条の二第一項

二　国立研究開発法人防災科学技術研究所に関する省令（平成十三年文部科学省令第三十七号）第三条の二第一項

三　国立研究開発法人科学技術振興機構に関する省令（平成十五年文部科学省令第四十七号）第三条の二第一項

四　国立研究開発法人理化学研究所に関する省令（平成十五年文部科学省令第四十九号）第三条の二第一項

五　国立研究開発法人海洋研究開発機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第九号）第三条の二第一項

（業務報告書又は事業報告書の作成に係る経過措置）

第三条　この省令による改正後の次に掲げる省令の規定は、通則法改正法の施行の日以後に開始する事業年度に係る業務報告書又は事業報告書から適用する。

一　日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令第十六条の二第三項

二　独立行政法人特別支援教育総合研究所に関する省令第十条の二第三項

三　独立行政法人大学入試センターに関する省令第十条の二第三項

四　独立行政法人国立青少年教育振興機構に関する省令第十条の二第三項

五　独立行政法人国立女性教育会館に関する省令第十条の二第三項

六　独立行政法人国立科学博物館に関する省令第十条の二第三項

七　国立研究開発法人物質・材料研究機構に関する省令第十条の二第三項

八　国立研究開発法人防災科学技術研究所に関する省令第十条の二第三項

九　国立研究開発法人放射線医学総合研究所の財務及び会計に関する省令第六条の二第三項

十　独立行政法人国立美術館に関する省令第十条の二第三項

十一　独立行政法人国立文化財機構に関する省令第十条の二第三項

十二　独立行政法人教員研修センターに関する省令第十条の二第三項

十三　国立研究開発法人科学技術振興機構に関する省令第十条の二第三項

十四　独立行政法人日本学術振興会に関する省令第十条の二第三項

十五　国立研究開発法人理化学研究所に関する省令第十条の二第三項

十六　独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令第十条の二第三項

十七　独立行政法人日本芸術文化振興会に関する省令第十条の二第三項

十八　独立行政法人国立高等専門学校機構に関する省令第十条の二第三項

十九　独立行政法人大学評価・学位授与機構に関する省令第十条の二第三項

二十　独立行政法人国立大学財務・経営センターに関する省令第十条の二第三項

二十一　国立研究開発法人海洋研究開発機構に関する省令第十条の二第三項

二十二　独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第十条の二第三項

○文部科学省令第十三号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、この省令を制定する。

平成二十七年三月三十日

文部科学大臣　下村　博文

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令

（学校教育法施行規則の一部改正）

第一条　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一号イ中「校長」の下に「（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の園長を含む。）」を加え、同号ロ中「規定する学校」の下に「及び幼保連携型認定こども園を、「副校長」の下に「（幼保連携型認定こども園の副園長を含む。）」を、「主幹教諭」の下に「（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）」を、「栄養教諭」の下に「、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭」を加え、同号ハ中「学校教育法第一条に規定する学校」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加える。